

鳥獣被害対策に関する
政策提言書

平成24年12月26日

山梨県議会

目 次

1	提言の背景、趣旨	P 1
2	提言項目	P 2
(1)	野生鳥獣の捕獲対策	P 2
1)	管理捕獲の効果を検証するためのモニタリング調査の充実	
2)	狩猟者の確保・育成	
①	狩猟の魅力等のPRと効果的な捕獲方法等の普及促進	
②	新規の狩猟免許取得に係る助成制度の創設	
③	射撃技術の維持・向上	
3)	管理捕獲体制の整備	
①	鳥獣被害対策実施隊の設置促進	
②	行政主導による管理捕獲の実施と広域的管理捕獲体制の構築	
③	企業等の管理捕獲への参入	
4)	わな猟の促進	
①	わな猟の体制整備への支援	
②	くくりわなの規制緩和	
(2)	野生鳥獣被害の防止対策	P 4
1)	集落における被害防止対策の強化	
①	集落ぐるみの被害防止活動強化と助成制度の拡充	
②	一般県民の理解と活動への参加促進	
③	専門家による指導体制の整備	
2)	県による防止柵の整備推進	
(3)	野生鳥獣被害対策に関する試験研究	P 5
1)	大学等との連携による試験研究の強化と成果の普及	
(4)	野生鳥獣被害等に関する情報提供	P 6
1)	関係機関等の連携による情報提供の充実	
(5)	野生鳥獣の生息環境の整備	P 6
1)	野生鳥獣の餌場やすみかとなる多様な森林整備の推進	
2)	荒廃地等の環境整備の推進	
(6)	捕獲した鳥獣の有効活用	P 7
1)	食肉加工施設の整備促進と企業等の参入	
2)	焼却施設や埋設場所の設置促進	
3	提言項目の検討にあたっての留意事項	P 8

1 提言の背景、趣旨

近年、野生鳥獣による農林水産業等への被害が全国的に深刻化する中で、国は平成11年度に特定鳥獣保護管理計画制度を創設するとともに、平成20年2月には、いわゆる「鳥獣被害防止特別措置法」を施行し、野生鳥獣による被害の防止のための施策を推進している。

本県においても、これを受け、農林業者や関係団体はもとより、地域や市町村、県において、多額の費用を費やし、様々な対策が講じられてきており、ここ数年、被害の拡大は抑制されつつあるものの、依然として、毎年5億円前後の農林水産業被害が発生している。

また、野生鳥獣による被害は、こうした経済的損失のみならず、営農意欲等の低下による農林業離れやそれに伴う耕作放棄地等の増加、さらには森林の下層植物の食害による土壌の流出などももたらしており、農林業の振興はもとより、農山村集落の維持や自然環境・景観の保全を図る上でも大きな課題となっている。

鳥獣被害対策に関しては、全国的にも根本的かつ効果的な解決策が見出せない中で、本県においては、狩猟者の減少や高齢化が進行しており、このままでは、近い将来、野生鳥獣の管理捕獲等に支障を来し、さらに深刻な事態を招くことが想定される。また、地域によって鳥獣の種類や被害の状況が異なるため、地域に合った対策を講じることが急務となっている。

県内各地で実施した現地調査や意見交換会においても、関係者や住民から、被害に苦しむ深刻な現状や狩猟者の減少等に伴う将来への不安、行政への要望などが数多く寄せられたところであり、何よりも鳥獣被害と向き合う人たちの精神的な苦痛は計り知れないものがある。

この提言書は、そうした意見をもとに本県の現状を分析する中で、県として取り組むべき施策の方向性を具体的に示したものであり、早急に対応する必要がある。

2 提言項目

(1) 野生鳥獣の捕獲対策

【現状・課題】

- 鳥獣被害防止対策の基本は、野生鳥獣の保護管理を前提とした狩猟や管理捕獲等による生息数の適正管理である。
- このため、現在、狩猟のほか、ニホンジカやイノシシ、ニホンザルについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき、年間を通して、猟友会等による管理捕獲や有害捕獲が実施されており、ここ数年、当該計画に定める年間捕獲目標は概ね達成されている。
- しかしながら、本県の農林水産業被害総額は、顕著な減少には転じず、最近ではニホンジカによる農業被害が増加傾向にあるため、管理捕獲の効果を詳細に検証する必要がある。
- また、近年、狩猟者の減少や高齢化が進行しており、このまま推移すると、近い将来、狩猟者が大幅に減少し、野生鳥獣の適正管理に支障を来すことが懸念されている。

管理捕獲や有害捕獲は、農林水産業の維持・発展や農村環境の保全、住民の安全の確保を図る上で不可欠なものであり、狩猟技術等の習得には一定の期間を要することから、狩猟者の確保・育成は急務となっている。

このため、一般県民はもとより、行政機関や企業、団体などに広く狩猟の必要性等をPRするとともに、狩猟免許を取得しやすい条件整備を行い、狩猟者の確保・育成に努めることが必要である。
- また、猟友会を中心とする捕獲に加え、行政主導による管理捕獲体制の整備や企業等も含めた「狩猟者(捕獲従事者)」の育成を検討する必要がある。
- さらに、猟銃を所持する狩猟者の減少や、農村集落や市街地周辺の銃猟禁止区域内での野生鳥獣の増加に対応するため、わな猟を促進することが求められている。

【提 言】

1) 管理捕獲の効果を検証するためのモニタリング調査の充実

特定鳥獣保護管理計画に掲げる年間捕獲目標を達成しても被害が減少しないことから、管理捕獲の効果をより正確に検証するための糞塊密度調査や行動域調査などのモニタリング調査を充実すること。

2) 狩猟者の確保・育成

① 狩猟の魅力等のPRと効果的な捕獲方法等の普及促進

狩猟の魅力や公共的な役割をはじめ、野生鳥獣による被害の現状などをPRするためのシンポジウムや効果的な捕獲方法、活用方法などを継承するための研修会を更に充実すること。

② 新規の狩猟免許取得に係る助成制度の創設

狩猟を行うためには、狩猟免許や銃砲所持許可の取得及び銃やわな、猟犬等の購入に多額な経費を要するため、新規狩猟免許取得に対する独自の助成制度を創設している市町村もある。今後、多くの市町村でこうした取り組みが実施できるよう、市町村を支援するための県の助成制度の創設を検討すること。

③ 管理捕獲従事者の射撃技術の維持・向上

平成23年9月に、県立射撃場の整備は、当分の間、凍結することとしたため、管理捕獲従事者が県外に射撃訓練に行く際の助成制度を創設している。

管理捕獲を行う上で、従事者の射撃技術の維持・向上は不可欠のため、今後は、同制度の積極的な活用を促進すること。

3) 管理捕獲体制の整備

① 鳥獣被害対策実施隊の設置促進

管理捕獲を継続的かつ効果的に推進するためには、国の財政支援やライフル銃の所持許可の特例などを受けることも必要となるため、いわゆる「鳥獣被害防止特別措置法」に基づく市町村における鳥獣被害対策実施隊の設置を促進すること。

また、市町村に対し、職員の狩猟免許の取得や鳥獣被害対策実施隊への参加についても働きかけを行うこと。

② 行政主導による管理捕獲の実施と広域的管理捕獲体制の構築

県内の各市町村において、又は県内外の関係市町村が連携し、地域における綿密な捕獲計画（捕獲鳥獣、捕獲範囲、実施日、狩猟者への報酬等）を策定し、広く猟友会の協力を得て、一斉に捕獲を行う行政主導による管理捕獲方法の導入を検討すること。また、これと併せて広域的な管理捕獲体制を構築すること。

③ 企業等の管理捕獲への参入

管理捕獲の担い手を確保するため、次の方策による企業等の管理捕獲への参入やプロの狩猟者の育成を検討すること。

- ・公募型プロポーザル方式等の導入
- ・捕獲した鳥獣の有効活用（2-(6)参照）も含めた事業への企業の参入

4) わな猟の促進

① わな猟の体制整備への支援

わな猟は、銃猟禁止区域内でも捕獲が可能であり、昼夜を問わず、一度に多くの獣を捕獲することができるため、地域におけるわな猟の体制整備等に対する支援策を検討すること。

② くくりわなの規制緩和

くくりわなによる効率的な捕獲を促進するため、鳥獣保護法で規定しているわなの大きさに関する制限（直径12センチ以下）の見直しを検討すること。

(2) 野生鳥獣被害の防止対策

【現状・課題】

- 鳥獣被害を減らすためには、捕獲対策と併せて、集落ごとの徹底した防止対策が不可欠である。
- 県では、集落における鳥獣被害を防止するため、被害防止対策リーダーの育成をはじめ、防止柵の維持管理などの集落活動や市町村の防止柵の整備を支援するとともに、県による広域的な防止柵の整備を推進している。
- 集落における取り組みは、1人でも果実等を放置するなど鳥獣に餌付けをしているような状態にある者や鳥獣を追払わない者がいると、鳥獣は学習能力があるため、餌を求め、人を恐れることなく人里に現れることから、集落ぐるみの徹底した取り組みが基本となる。
このため、市町村と連携し、集落を挙げての取り組みの必要性などを地域住民に周知徹底するとともに、集落における被害防止活動が円滑に実施できるよう必要な支援を行う必要がある。

- また、鳥獣の種類や集落の状況によって対策が異なり、追払いは周辺の集落にも影響を及ぼす可能性があることから、地域全体の状況を見据え、市町村や被害防止対策リーダーなどに対して、総合的かつ専門的な指導を行うことのできる指導者が必要となっている。
- 防止柵は、即効性のある最も効果的な対策として、県や市町村、農林業者による整備が進められているが、特に効果のある県による広域的な整備を一層推進することが求められている。

【提 言】

1) 集落における被害防止対策の強化

① 集落ぐるみの被害防止活動の強化と助成制度の拡充

集落ぐるみの被害防止活動の必要性や効果的な対策について、地域住民の理解と協力を得るための取組みを強化するとともに、検討会の開催や施設設備の維持管理、モンキードッグや里守り犬等による追払い活動、耕作放棄地の解消、緩衝地帯の整備など集落における被害防止活動が円滑に実施できるよう、国の交付金で対応できないものについては、県独自の助成制度の創設を検討すること。

② 一般県民の理解と活動への参加促進

高校生や大学生、NPO法人など広く一般県民を対象とした出前講座等により、鳥獣被害の現状や被害防止対策に関する理解と集落における被害防止活動への参加を促進すること。

③ 専門家による指導体制の整備

県下全域を対象として、捕獲と防止の両面から市町村の取組みや集落活動などに関する総合的かつ専門的な指導を行うことのできる専門家による指導体制の整備を検討すること。

2) 県による防止柵の整備推進

山梨県獣害防止柵整備計画に基づき、地域の実情に沿った防止柵の計画的な整備を推進すること。

(3) 鳥獣被害対策に関する試験研究

【現状・課題】

野生鳥獣の生態や被害対策に関する試験研究は、環境科学研究所や森林総合

研究所、総合農業技術センター、水産技術センターが中心となって実施しているが、研究開発を充実し、新たな対策を打出すことが求められている。

【提 言】

1) 大学等との連携による試験研究の強化と成果の普及

わなやあみによる効率的な捕獲方法や追払い方法、新たな防止柵の開発、被害をより正確に把握する手法などに関する試験研究を、大学等との連携を強化して推進し、本県の課題に対応した新たな技術等の普及を図ること。

(4) 野生鳥獣被害等に関する情報提供

【現状・課題】

鳥獣被害の現状や対策に関する県の情報が、捕獲と防止を担当するそれぞれの部から提供されるため、全体像がわかりにくいとの意見が寄せられている。また、県民が鳥獣被害の現状や影響等を正しく理解するための詳細な情報提供が求められている。

【提 言】

1) 関係機関等の連携による情報提供の充実

県の関係部局や市町村、関係団体の情報の収集や共有化を一層推進し、広報誌やホームページ、ラジオ、テレビなどの各種広報媒体を活用した鳥獣被害等に関する情報提供の充実を図ること。

(5) 野生鳥獣の生息環境の整備

【現状・課題】

野生鳥獣が餌を求めて市街地や高山帯へと生息域を拡大することにより、各地で人的被害や自然植生の破壊が進行する可能性がある。他県においてはニホンジカによる森林の下層植物の食害により、裸地化が進行し、土壌浸食による山腹の崩壊が危惧されている地域もある。また、荒廃した耕作放棄地や雑木が生い茂る河川敷などが野生鳥獣のすみかとなっているため、荒廃地の整備やかつて野生鳥獣のすみかとなっていた多様な森林を再生することが求められている。

【提 言】

1) 野生鳥獣の餌場やすみかとなる多様な森林整備の推進

森林整備については、野生鳥獣の餌場や生息地の確保も目的とした実のなる広葉樹の植栽を推進すること。

また、NPO法人やボランティアによる広葉樹の森づくりを促進すること。

2) 荒廃地等の環境整備の推進

市町村や住民と連携し、荒廃した耕作放棄地の解消や河川敷地の清掃活動を推進すること。

(6) 捕獲した鳥獣の有効活用

【現状・課題】

本県の主な大型獣の年間捕獲数は、ここ数年、ニホンジカは6,000～7,000頭、イノシシは2,000～3,000頭に達しており、ニホンジカは、今後さらに捕獲数の増加が予想される中、地域の資源としての有効活用や適正処理は大きな課題となっている。

現在、捕獲した鳥獣の食肉加工施設を整備し、地域資源として活用しているのは、2町村のみのため、今後さらにこうした取組みを促進する必要がある。

【提 言】

1) 食肉加工施設の整備と企業等の参入促進

企業や関係団体と共同し、ジビエを活用した特産品の開発や骨の飼料への活用、シカ皮の甲州印伝への活用など全ての部位の活用方法と併せて、鳥獣の捕獲から販売に至るビジネスモデルの構築を検討し、市町村の食肉加工施設の整備を促進すること。また、事業への企業等の参入を促進すること。

2) 焼却施設や埋設場所の設置促進

捕獲した鳥獣の適正処理を促進するため、焼却施設の設置を検討するとともに、埋設場所の設置に係る助成制度の創設を検討すること。

3 提言項目の検討にあたっての留意事項

鳥獣被害対策は、喫緊の課題であることから、可及的速やかに対応されたい。
また、次の提言項目は、特に重要であることから、平成25年度の着実な対応を検討されたい。

- ① わな猟の促進
 わな猟の体制整備への支援
 わなの規制緩和
- ② 集落ぐるみの被害防止活動の強化と助成制度の拡充
- ③ 専門家による指導体制の整備

山梨県議会「鳥獣被害対策政策提言等検討会」委員

会	長	武川	勉
会長職務代理者		森屋	宏
委	員	高野	剛
		堀内	富久
		白壁	賢一
		山田	一功
		齋藤	公夫
		大柴	邦彦
		早川	浩
		土橋	亨
		久保田	松幸
		望月	利樹